

三重県商売拡大 KANSAI ネットワーク設置要領

令和3年10月1日

第1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の拡大により停滞した三重県の事業者等の経済活動を、関西圏で加速度的に回復、発展させるため、それぞれの経済活動のニーズ等に迅速、かつ、よりきめ細やかに対応できるように、関西圏での経済活動に意欲的な、三重県及び関西圏における事業者及び関係する団体、市町等でビジネスネットワークを構築して取り組みます。

第2 ネットワーク名称

三重県商売拡大 KANSAI ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）

第3 ネットワーク参加者

ネットワーク参加者は、次の1及び2の条件を満たすものとします。

1 次のすべての要件を満たすこと

- (1) 大阪府、兵庫県、京都府などの関西圏における経済活動に意欲的であり、当該活動が三重県の経済発展に寄与することが期待できること
- (2) 行政、事業者、団体、もしくは、屋号を定めていること
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと、または、関与していないこと

2 次のいずれかの事業者及び団体等であること

- (1) 三重県産農林水産物の生産、加工、販売等を行っていること、または、行う予定であること
- (2) 三重県内で、生産、販売、加工等を行っていること、または、行う予定であること
- (3) 三重県内の観光業（宿泊、飲食、土産販売、体験、レジャー等）を行っていること、または、行う予定であること
- (4) 三重県由来の物産等の販売を行っていること、または、行う予定であること
- (5) 県、市町の行政機関（課や係単位での参加可能）
- (6) 各種組合、商工会及び商工会議所等の経済団体
- (7) 生産者、NPO、観光協会等の団体
- (8) その他、関西圏における三重県内の経済活動に寄与する事業者

第4 ネットワークの取組内容

- 1 関西圏で開催される観光展及び物産展の案内・出展
- 2 関西圏におけるスーパー、百貨店、ホテル、飲食店等との商材マッチング
- 3 関西圏におけるメディアへのプロモーション活動（商材PR、プレゼントの提供等）
- 4 関西圏における研修会、講演会、勉強会等の開催

- 5 ネットワーク参加者間の連携促進の支援
- 6 関西圏における企業、団体、商店街等へのパンフレット等の配架、商材の斡旋等
- 7 関西圏におけるネットワーク参加者の施設への誘客、商材の販売促進PR
- 8 三重県関西事務所（以下「関西事務所」という。）による広報活動（パンフレット等の配架、掲示、Twitterの活用等）

第5 ネットワーク参加方法等

- 1 ネットワークに参加を希望するものは、次に定める項目を関西事務所に申請します。
 - (1) 事業者名
 - (2) 代表者役職・氏名
 - (3) 主な事業内容
 - (4) 所在地
 - (5) 連絡先氏名・電話番号・電子メールアドレス（複数回答可）
 - (6) その他、関西事務所が必要と認めた内容
- 2 関西事務所は、前項により提出された申請内容に基づき審査のうえ、適当と認める場合には、参加を認めます。
- 3 関西事務所は、前項により参加を認めた場合には、電子メールで、当該申請者に参加を認めたことを連絡します。
- 4 第4にかかる募集、案内及び意思確認、その他関西事務所からの連絡については、その都度メーリングリストや電子メールを活用して行います。

第6 公表

ネットワーク参加者の情報は、次の項目について公表します。なお、公表を希望しない場合は、事由を添えてその旨申し出てください。

- 1 事業者・団体・市町名
- 2 所在地（市町村まで）

第7 参加費

ネットワークへの参加費用は無料とします。ただし、関西圏での活動に伴う旅費や日当等の実費は、参加者の負担とします。

第8 変更・退会等

- 1 ネットワーク参加者は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに関西事務所に届け出てください。
- 2 ネットワークの退会を希望する場合は、関西事務所にその旨を届け出てください。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、参加を取り消し、以後の参加は認めません。
 - (1) ネットワーク参加者の活動がネットワークの名誉を著しく棄損又はネットワーク参加者としての品位を損なう行為であると認められるとき

- (2) ネットワーク参加者の活動がネットワークの目的に反すると認められるとき
 - (3) 法令違反等社会通念上好ましくない行為があったとき
 - (4) ネットワーク参加者が虚偽の申請や説明等を行ったと関西事務所が認めるとき
 - (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団への関与が認められたとき
 - (6) その他、登録を取り消すことが適当であると関西事務所が認めるとき
- 4 第5の1で申請している電子メールアドレスについて、関西事務所からの連絡が2回、送信エラーとなった場合は、連絡先から削除します。

第9 責任

ネットワーク参加により生じた損害等について、関西事務所は一切の責任を負いません。

第10 事務局

ネットワークの事務を処理するため、関西事務所に事務局を置きます。

第11 活動年度

ネットワークの活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第12 その他

この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、関西事務所が別に定めるものとします。

附則

- 1 この要領は、令和 3年10月 1日から施行する。